

○通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、通学路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、児童・生徒をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を撤去する者等に対して通学路危険ブロック塀等改善事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、岩出市補助金等交付規則(平成2年岩出町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱をいう。
- (2) 軽量の塀等 生け垣、フェンス、板塀その他の塀等であって、ブロック塀と比較して軽量であり、倒壊による事故を防止できるものをいう。
- (3) 通学路 市教育委員会が指定している通学路をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ブロック塀等の一部又は全部を撤去する事業(以下「撤去事業」という。)
- (2) 撤去事業によるブロック塀等の撤去後、ブロック塀等以外の軽量の塀等を設置する事業(以下「設置事業」という。)

(撤去事業の条件)

第4条 撤去事業は、次の各号に該当するブロック塀等の一部又は全部を撤去するものとする。

- (1) 通学路沿いに設置され、道路面からの高さが1メートル(擁壁上に設置されている場合は0.6メートル)以上のもの
- (2) 道路有効幅員端部からブロック塀等までの距離が道路面からブロッ

ク塀等の天端までの垂直距離の1.5倍以内に設置されているもの。ただし、道路と一体で、歩行者等の通行が可能な形態である場合は、この部分を道路とみなす。

(3) 市が事前に実施するブロック塀診断カルテ（社団法人全国建築コンクリートブロック工業会）による診断結果の判定が5.5未満のもの
(設置事業の条件)

第5条 設置事業は、前条の撤去事業と併せて実施するもので、軽量の塀等を設置するものとする。

2 生け垣を設置する場合は、高さ1メートル以上の苗木を用いて50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定しなければならない。

3 フェンス、板塀等を設置する場合は、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定しなければならない。

4 軽量の塀等とブロック塀を混用する塀（以下「混用塀」という。）を設置する場合は、軽量塀等の部分を塀の高さの2分の1以上、かつ、見付面積全体の2分の1以上としなければならない。

5 軽量の塀等又は混用塀を設置するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条、第62条の8その他関係法令等に適合させるものとしなければならない。

(補助金額)

第6条 撤去事業の補助金額は、撤去事業に要する費用の2分の1以内の額とする。ただし、1敷地当たりの補助限度額は、撤去を行う面積1平方メートルに対して4,000円を乗じた額又は10万円のいずれか低い額とする。

2 撤去事業の補助対象となるブロック塀等の面積は、撤去するブロック塀等の道路側からの見付面積とする。ただし、混用塀のうち軽量の塀等に係る面積は、その見付面積の2分の1を補助対象とする。

3 設置事業の補助金額は、設置事業に要する費用の3分の1の額とし、1敷地当たりの補助限度額は、設置延長に4,000円を乗じた額又は5万円のいずれか低い額とする。

4 設置事業の補助対象となる塀等の設置延長は、ブロック塀等の撤去跡地に設置する軽量の塀等の延長とする。

5 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請の手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める図面等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去するブロック塀等の位置図、平面図、立面図、求積図及び見積書

(2) 設置する塀等の位置図、設置概要図及び見積書

(3) 工事前の現場写真(撤去するブロック塀等の状況が把握できるもの)

(4) 撤去後再びブロック塀等を新築する場合は、その設計図

(5) 撤去しようとするブロック塀等が他人の所有に係るものである場合は、所有者の承諾書

(6) その他市長が必要と認めたもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更、廃止又は中止)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後において、計画の変更、廃止又は中止をしようとするときは、通学路危険ブロック塀等改善事業計画変更(廃止又は中止)申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書があったときは、その内容を審査し、変更等が適当と認めたときは、通学路危険ブロック塀等改善事業計画変更(廃止又は中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(完了検査等)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに通学路危険ブロック塀等改善事業工事完了届(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の完了届には、撤去したブロック等及びその他の廃棄物について、適正に処分したことが判る書類を添付しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の検査に合格したときは、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金支払請求書(様式第6号)を市長に提出し、補助金の支払いを受けなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 市長は、前項の支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

通学路危険ブロック塀等改善事業
補助金交付申請書

年 月 日

岩 出 市 長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

TEL () — _____

次のとおり補助金の交付を申請します。

事業実施箇所		岩出市	番地
事業内容	1 撤去事業	ブロック塀等の構造	ブロック積 石積 れんが積 その他()
		撤去面積(補助対象)	 m ² (別紙図面に詳細を記載してください)
		補助金額	円(1,000円未満の金額は切り捨て)
	撤去後の計画	1 軽量塀等を設置(補助対象) 2 ブロック塀等を新設(年 月頃) 3 塀は設置しない 4 その他()	
2 設置事業	軽量塀等の種類・構造等	生け垣 板塀 フェンス その他()	
	設置延長(補助対象)	 m(別紙図面に詳細を記載してください)	
	補助金額	円(1,000円未満の金額は切り捨て)	
事業予定期間		着工 年 月 日	完了 年 月 日

注意事項

この申請書には次の書類を添付してください。

- (1) 撤去するブロック塀の位置図、平面図、立面図、求積図及び見積書
- (2) 設置する塀等(生け垣、フェンス、板塀等)の位置図、設置概要図及び見積書
- (3) 工事前の現場写真(撤去するブロック塀等の状況が把握できるもの)
- (4) 撤去後再びブロック塀を新築する場合は、その設計図書
- (5) 撤去しようとするブロック塀等が他人所有のものである場合は、所有者の承諾書

【撤去事業】計画概要書一1 平面配置図

注) 建物、道路、ブロック塀等の位置を記入し撤去部分を朱書きしてください。

立面図(正面)

立面図(側面)

【撤去事業】計画概要書-2 求積図

面積計算

【設置事業】計画概要書

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

申請者

様

岩出市長



通学路危険ブロック塀等改善事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金額

円

注意事項

- (1) 事業内容を変更しようとする場合は、速やかに届け出て市長の承認を受けてください。
- (2) 事業を中止しようとする場合は、速やかに届け出てください。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないときは、あらかじめ届け出て、指示を受けてください。
- (4) 事業が完了したときは速やかに完了届を提出してください。
- (5) 通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱に違反したとき、又は交付申請の内容に関して偽りがあったときは、この交付決定を取消し、若しくは交付した補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

岩 出 市 長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ ㊟
TEL () — _____

通学路危険ブロック塀等改善事業
計画変更(廃止又は中止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記の理由により変更(廃止又は中止)したいので、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 廃止(中止)の理由

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者

様

岩出市長



通学路危険ブロック塀等改善事業
計画変更(廃止又は中止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業計画の変更(廃止又は中止)については、これを承認し、次のとおり補助金の交付決定を変更したので通知します。

記

- | | | | |
|-------------|-----------|---|---|
| 1 交付決定の年度番号 | 年度 | 第 | 号 |
| 2 変更内容 | 補助金額(変更前) | | 円 |
| | (変更後) | | 円 |

注意事項

- (1) 事業内容を変更しようとする場合は、速やかに届け出て市長の承認を受けてください。
- (2) 事業を中止しようとする場合は、速やかに届け出てください。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないときは、あらかじめ届け出て、指示を受けてください。
- (4) 事業が完了したときは速やかに完了届を提出してください。
- (5) 通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱に違反したとき、又は交付申請の内容に関して偽りがあったときは、この交付決定を取消し、若しくは交付した補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

様式第5号(第10条関係)

通学路危険ブロック塀等改善事業
工 事 完 了 届

年 月 日

岩出市長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ ㊟
TEL () - _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた通学路危険ブロック塀等改善事業が完了したので、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- ①工事代金領収書
- ②工事写真(施行前、施工状況、完了)
- ③ブロック等その他廃棄物の適正処分を証明する書類
処分先名称：
処分先住所：

工事完了の確認書

上記の通学路危険ブロック塀等改善事業については、現地並びに関係書類を検査したところ、適正に施工されていることを確認した。

年 月 日

工事完了確認者

㊟

様式第6号(第11条関係)

通学路危険ブロック塀等改善事業
補助金支払請求書

年 月 日

岩 出 市 長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
TEL () - _____

通学路危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 交付決定の年度番号 年度 第 号
- 2 支払請求額 _____ 円
(金額の前に¥マークを記入すること)

3 振込先

振 込 先	金 融 機 関 名	(支店名 : _____)
	預 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義 人	

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）